

後期高齢者医療 保険料率の変更

後期高齢者医療では、被保険者の皆様の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。令和6・7年度の保険料率を、表のとおり改定します。

内訳	改定後 (令和6・7年度)
均等割額	59,900円
所得割率	11.72%
激変緩和措置	10.82% ※1
年間賦課限度額	80万円
激変緩和措置	73万円 ※2

※1 令和6年度のみ、令和5年の基礎控除後の総所得金額などが58万円を超えない者。
 ※2 令和6年度のみ、昭和24年3月31日以前に生まれた者、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者となった者。

問い合わせ先

県後期高齢者医療広域連合
 業務課資格・保険料班
 ☎099(2006)1329「直通」

高齢者元気度アップ地域活性化事業 ～地域包括支援センターだより～

町では65歳以上のかたの健康づくりやボランティアなどの社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取り組みを図ることを目的とした次の3つのポイント事業を実施しております。

対象活動の参加者には活動内容に応じてポイントを付与します。貯まったポイントは、毎年2月末に地域商品券に交換します。高齢者元気度アップ地域活性化事業は、長島町社会福祉協議会に委託しています。参加希望者は長島町社会福祉協議会へ登録申請してください。



問い合わせ先・申請先

長島町社会福祉協議会
 ☎(86)0190「直通」

問い合わせ先

役場介護環境課地域包括係
 ☎(86)1153「直通」

①長島町ボランティアポイント事業

〔ポイント付与対象となる活動〕
 ・高齢者の通いの場や介護保険施設などでの介護のお手伝い
 ・自宅で生活する高齢者などの生活に係るお手伝い
 ・町が認める介護分野の各種研修などを受講

②長島町個人ポイント事業

〔ポイント付与対象となる活動〕
 ・町が実施する健康増進または介護予防に関する活動
 ・地域で行われている社会参加活動など、町が認めた活動
 (老人クラブ、サロン、体操グループ、グラウンド・ゴルフグループなど)

③長島町グループポイント事業

〔ポイント付与対象となる活動〕
 ・互助活動ポイント
 (高齢者を支援する活動、地域活性化の活動、町が認めた活動)
 ・子育て支援ポイント (子育て支援活動)
 ・子ども食堂ポイント
 ・地域デビューポイント
 (新規設立グループや新たに高齢者が加入したグループに付与)



脳トレ コーナー

囲みの中の数字を空欄にあてはめて計算式を完成させましょう。

13、10、7、31、5、17、6

- ① □ + 16 + 8 = 29
- ② 33 - □ - □ = 13
- ③ □ - 14 + □ = 27
- ④ 3 × □ + 18 = 36
- ⑤ 28 ÷ 4 + □ = 24

① 5、② 7、③ 31、④ 10、⑤ 17